

第8期第11回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月20日(金) 午前9時30分から午前10時03分

2. 開催場所 むかわ町産業会館第3会議室及び穂別総合支所委員会室

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	△	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	藤井 智子	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の決定に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

第8 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 藤田 浩樹

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣

7. 会議の概要

事務局 総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会長 【会長挨拶】

議 長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。 欠席は3番・小林委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第11回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、23番・貞廣賢治委員と24番・伊藤正人委員の両名を指名したいと思います。鶴川地区よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	穂別地区、よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3号、議案3件の合わせて6件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、鶴川地区、よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	穂別地区、よろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は2ページからです。 【議案書を朗読】 合計で8件、50筆、面積は977, 549㎡となっています。 1番と2番については借主の法人化に伴い解約するものです。 3番と4番については、借主の意向により解約に至ったものです。 5番については、貸主の意向により解約に至ったものです。 6番7番については、農地の集約のため1度解約するものです。 8番については、借主の経営規模縮小に伴う解約です。以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報

議 長	告第 2 号について、鶴川地区、質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	穂別地区、質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第 1 号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第 4 報告第 2 号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第 2 号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 【議案書を朗読】 5 月につきましては、議案書に記載のとおり、9 日に川西川東地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定 2 件について審議した結果、適当と判断しております。 川東地区委員会では、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定 6 件について審議した結果、適当と判断しております。 以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第 2 号について、鶴川地区質疑はありませんか。 (発言なし) 穂別地区質疑ございませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第 2 号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第 5 報告第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の決定に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は 6 ページになります。 先月の農業委員会総会で承認いただきました農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、北海道農業公社より、令和 7 年 4 月 30 日付けでむかわ町へ計画の決定及び認可申請があり、令和 7 年 5 月 1 日付けでむかわ町の公告がされましたことを報告いたします。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。

議長

穂別地区質疑ございませんか。

議長

(異議なしの声あり)

穂別地区、ご異議ありませんか。

議長

異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めます。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書 8 ページをお開き願います。

【議案書を朗読】

1 番と 2 番につきましては、[REDACTED] の法人化に伴う賃貸借でございます。

3番は相手方の要望により賃貸借するものでございます。なお、借主は現在
 ■■■■■で既に営農しており営農状況や保有機械などについては耕作証明等で確
 認しております。

4番から11番につきましては、売買へ移行するまでの使用貸借でございます。

12番から15番については、被設定人の要望により新たに賃貸借する案件でございます。

16番、17番については、先ほどの合意解約にありました借主の経営規模縮小により、[]と[]が新たに賃貸借する案件でございます。以上、事務局と農業委員が現地調査を行いまして周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案書 13 ページから 45 ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 26番 1番と2番について現地を確認してきましたので報告します。
本件は、被設定人である町内農業者7名のうち、共有借入者の変更及び1名の方の法人化により賃貸借を再設定する案件です。今後も共有者で耕作地等を協議しながら、ブロッコリー、大豆等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 18番 3番について現地を確認してきましたので報告します。
[]が[]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は水稻や麦等を作付けする計画となっています。現在の耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 1番 4番から11番について現地を確認してきましたので報告します。
事務局からの説明があったとおり4番から11番については売買までの一時貸し付けによる使用貸借です。取得後は[]、[]、[]は、ブロッコリー、[]は加工用南瓜作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 11番 12番から14番について現地を確認してきましたので報告します。
12番13番は以頭さん、[]が[]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。
14番は[]が[]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 22番 15番について現地を確認してきましたので報告します。
15番は[]が[]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は水稻や南瓜を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 4番 16番17番について現地を確認してきましたので報告します。
16番は[]が[]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。
17番は[]が[]に農地を賃貸する案件ですが取得後は牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑について鶴川地区質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 穂別地区、質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、鶴川地区、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 穂別地区、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第7 議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件」を議題といたします。本案件については、[REDACTED]について事務局の説明を求めます。

事 務 局 私の方から、議案第2号の進行につきまして、ご説明申し上げます。
議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）について、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明のあったとおり、[REDACTED]
[REDACTED]と思いますが、鶴川地区、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 穂別地区、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは[REDACTED]よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、[REDACTED]してまいります。

議	長	本案件ですが、[REDACTED]となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。鶴川地区、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	穂別地区、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めます。
事	務	議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書は47ページでございます。 まず、一覧表の変更についてでございます。この表は、北海道農業公社から提供されている促進計画の帳票作成システムに賃貸等に係る必要情報を入力すると一部情報が抽出され作成される一覧表です。これまでの集積計画の一覧表とは違い見慣れるまで違和感があるかと思いますが、事務処理の簡略化のため今後はこちらの表で資料掲載していきますのでご理解の程よろしくお願いいたします。また、内容について、こんな情報が書かれていたら良いのではないかなどご意見がありましたら、都度ご提案いただければと思います。 それでは表の左側縦列のNo.に沿って説明をいたします。 【議案書を朗読】 地番や面積、賃料などにつきましては、表に記載のとおりとなっております。なお、この計画要請の内容は、機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面につきましては、48ページから56ページに添付してございますのでご確認願います。 以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。鶴川地区質疑はありませんか。 (発言なし)
議	長	穂別地区、質疑はありませんか。 (発言なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、鶴川地区、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 穂別地区、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
[REDACTED] します。

議 長 続きまして、日程第8 議案第3号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書58ページをお開き願います。なお、本日、追加案件としまして、お手元に別添の資料を配布しておりますので、あわせてご確認の程よろしく願いいたします。それでは、説明に入ります。

【議案書を朗読】

1番2番は、公簿地目が農地となっており、公簿地目変更登記をするため現況証明書発給の願い出を受けたものです。

現地確認結果として、議案書に記載のとおり、1番は山林化しており、2番は宅地となっており農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と確認をしております。

3番4番については、公簿地目がそれぞれ牧場と畑となっており、公簿地目変更登記をするため現況証明書発給の願い出を受けたものです。

現地確認結果として、議案書に記載のとおり、転作田として耕作しており、土地改良区の賦課金も発生していることから田と確認をしております。

議案書59ページおよび別添資料2ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 3 番 現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

1 4 番 現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、既にかつ宅地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断し

1 4	番	ております。以上です。
1	番	現地を確認してきましたので報告します。 3 番 4 番の申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、転作田として耕作しておりますので、田と判断しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。鶴川地区、説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議	長	穂別地区、質疑はありませんか。 (発言なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり決定することに、鶴川地区、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	穂別地区、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 3 号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。